

第4回市民環境大学 講義内容

日時：令和2年12月6日（日）13:30-15:30

講師：群馬県気候変動対策課 補佐 上原和重先生

参加人数：38人

【Ⅰ 県内の温室効果ガス排出状況等】

- 震災後、電力不足により節電が進み、電力使用量が減少した。H29年度の温室効果ガス排出量は対基準年度H19年度比で10.8%減。
- 過去30年間で真夏日・猛暑日の日数が増加（温暖化・ヒートアイランド・地形性効果等のアナジー効果によるもの）

【Ⅱ 地球温暖化対策実行計画等】

<群馬県地球温暖化対策実行計画について>

- どのような内容なのか？

（区域施策編）群馬県全域

①温室効果ガスの削減目標（2020年度に2007年度比で14%削減[森林吸収源6%を含む]）

②部門別（産業、業務、家庭、輸送、廃棄物）の主な指標を設定

→省エネ、省資源、新エネルギーの創出等により各部門における温室効果ガス排出削減を目指す

（事務事業編）県有施設

③県庁内での温室効果ガス排出削減の目標を数値化

→グリーン購入、省エネ改修、省エネ行動推進、エネルギーの見える化、エコカーの公用車導入 etc

④群馬県内の省エネ・節電の定着、再生可能エネルギーの利用推進

→設備の省エネ改修、太陽光発電導入 etc

【Ⅲ 節電・省エネの率先行動（県有施設）】

<背景>

- 震災後は電力供給がひっ迫していた。今後も自然災害等による被害があった場合、節電に努めないと安定供給ができなくなるおそれがある
- パリ協定（2016年～）に付随した施策遂行（特に業務部門と家庭部門の削減が急務）

<県有施設の新たな節電・省エネ対策>

- 節電の継続、エネルギー使用量の低減→温室効果ガス排出抑制+財政の影響を抑えられる期待
 - 県庁エコスタイル Day の導入（照明、空調、運転や通勤時の省エネ推進、ゴミの分別徹底）
 - 県庁舎や県有施設の省エネ改修

【Ⅳ 地球温暖化対策】

事業者・家庭・運輸に対する温暖化対策の施策

<事業者向け>

- 群馬県環境 GS 認定制度
 - 温室効果ガスを持続的に削減するための計画 (Plan) を立て、実行 (Do)、点検 (Check)、見直し (Action) を行う体制を構築する事業者を県が支援する

<家庭向け>

- ぐんまクールシェア（家庭における節電対策）
- 節電・省エネ出前講座の実施（県民への啓発）
- 住宅用太陽光発電設備等導入資金（個人に対する低利融資）

<運輸（エコカー普及）>

- エコカー普及に関する事業（EV、PHV、FCV の理解を深めるセミナーや試乗会等の開

催、購入資金に対する低利融資[環境 GS 認定事業者向け]等)

【V 再生可能エネルギー推進計画】

どのような内容なのか??

- 群馬県の風土を活かした再生可能エネルギーの計画的な普及および推進を目的としたもの
- 大規模水力発電以外の再生可能エネルギー導入により、再生可能エネルギー電力自給率を 26% (2014 年度) から 42% (2030 年度) まで上げる。